

2016年度 NO. 6 2017. 3. 31

目 次

1. くるくるフォーラム 2016 レポート 「食品ロスを考える」



食品ロスをテーマにしたフォーラムが（公財）千里リサイクルプラザの主催で開かれた。製造業、スーパー、市民研究員の発表から見えてきたものは、賞味期限やフードバンクなどに対する法制度の問題や、家庭系の食品ロスについては、私たち消費者が気を付けることで減らせる点が多々あることだ。



2. 奈良県中央卸売市場の段ボール価格が 0.4 円/kg →16.2 円/kgに！

奈良県中央卸売市場では、段ボールなどの収集運搬業者は随意契約で法外な価格で売却していたが、県会議員が議会質問を行い、是正されることになった。県の逸失利益は相当な金額になる。

3. コラム アイヌ語の不思議 5 「シオヤ旅情」

美空ひばりの「みだれ髪」は、「髪の乱れに手をやれば 赤い蹴出しが風に舞う 憎や 恋しや塩屋の岬」と実らぬ恋を歌った哀切の歌だが、この歌の歌碑が福島県いわき市の塩屋埼灯台にある。神戸市にも塩屋がある。「シオヤは昔、塩が取れたのか？」謎解きは本文を・・・。

4. 魚粉飼料高騰の余波（その8）



当会が問題にしてきた「大阪府田尻町魚アラ積替・保管施設」に対し、大阪地裁岸和田支部で判決が降りた。判決の内容と、さらに行政文書公開請求によってわかったことを報告する。大阪府田尻町における不法占拠状態が改善されるよう、追及を継続して行く。

くるくるフォーラム 2016 「食品ロスについて考える」

3月11日、「食品ロス」をテーマに（公財）千里リサイクルプラザの主催で「くるくるフォーラム 2016」が吹田市内で開かれた。事例発表は山崎製パン(株)大阪第一工場総務課係長の高垣伸明さん、イズミヤ(株)人事総務部部長代理の斉藤敬さん、千里リサイクルプラザ研究所の市民研究員で「効果的な施設案内PT」の下村敬三さんからあった。



フォーラムには 70 名以上が参加

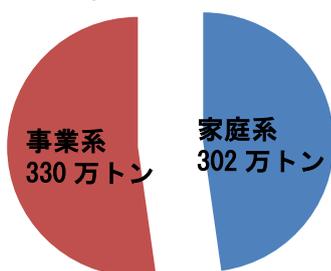
山崎製パン(株) 高垣さんからは、「食物を大切に、食品ロスを出さないように、リデュース（発生抑制）を第一に考えて、食パンの耳をお菓子に作り替えるなど、様々な取り組みを行っている。淡路島の玉ねぎなど、各地の地産地消製品を開発して、規格外農産物の廃棄を防ぐ工夫をしている。また、学校に出向き、親子サンドイッチ教室などの出前教室も行っている。」との報告があった。

賞味期限と消費期限

イズミヤ(株)斉藤さんは、『スーパーの罠』について、「雨の日タイムサービスで1個100円のグレープフルーツを2個100円で売っていた。お買い得と4個200円で買ったが家で食べきれず、捨ててしまった。事業系廃棄物は減るが、家庭内の廃棄物が増えるのでは意味がない。」と説明。また、「食品には賞味期限と消費期限の二つがある。賞味期限は美味しく食べられる期間で、期限が過ぎても食べられる。そうめんの賞味期限は3年くらいあるが、保存場所・状態によっても賞味期限内であっても品質が劣化する場合がある。消費期限は安全に食べられる期間で、消費期限を表示した食品はいたみやすいので期限内に食べる必要がある。家庭内食品ロスの削減には、スーパーの罠にひっかからないように、ルールを守って正しく食べる。この二つを守ると冷蔵庫内の食品ロスはかなり減る。」と消費者にも品質管理をするという責任があることを語った。「スーパー側も売り上げ以外にも食品ロスの事を真剣に考える時期に来ている。消費者も事業者も一緒に食品ロスのことを考えよう。」と提案した。

「効果的な施設案内PT」の下村さんからは、「吹田市のごみ量はH27年度（2015年度）で燃焼ごみ10万5千トンであった。吹田市のごみ量が一番多かったのはH12年度（2000年度）で、人口34万8千人、14万1千トンのごみがあったが、そこから右肩下がりで減っている。人口は徐々に増加しており、2017年1月末で37万人近い。」とごみの現状の説明があった。食品ロスについては、「H25年度

日本の食品ロス H25年度
約632万トン



（2013年度）の消費者庁の推計で、1年間の食品ロスは632万トン、このうち事業系が330万トンで、家庭系が302万トン出る。これは国民一人当たり約136g（茶碗一杯のごはん）、家庭系は茶碗半分（約64g）に相当する。」とデータを示した。また、吹田市では毎年、ごみ調査を行っており、「捨てられているものは、過剰除去（調理の際に、食べられる部分を除去して捨てている）、調理のし過ぎ、食べ残し、賞味期限・消費期限の切れた食品（冷蔵庫の中）。台所ごみの約1/2は食品ロス」という結果を示し、食品ロスの削減のために私達ができる

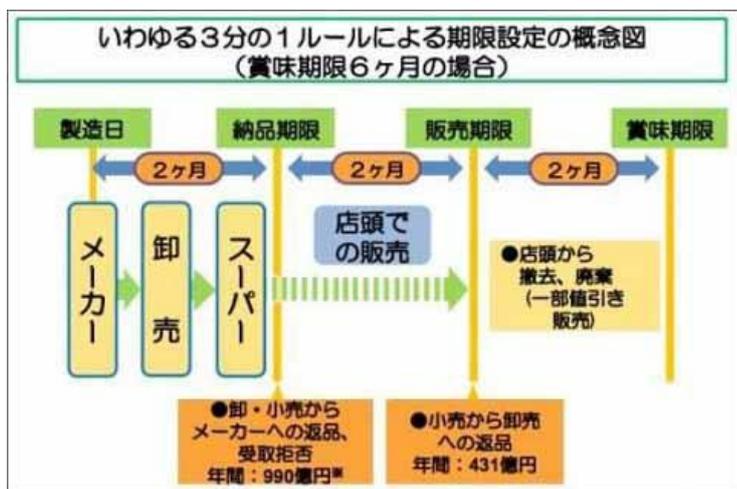
ことは、「①無駄なものは買わない。②定期的に食品在庫のチェックをする。③過剰調理をしない。④賞味期限・消費期限は廃棄期限ではない。期限が近付いたら工夫して使いこなす」と賢い消費者になろうと呼びかけ、防災の観点から、「忘れがちなのは、備蓄用の非常食で、気がついたら賞味期限切れということがある。定期的なチェックが望ましい。」と非常食の盲点があることを指摘した。

続いて、フロアからの質問を元に、プラザ研究所主担研究員の三輪信哉さんをコーディネーターにパネルディスカッションが行われた。

高垣さんからは、「過剰に作ったものや不良品は、豚の飼料にリサイクルしている。今後、お菓子の材料などに活用してリデュースを進めて行く方向にある。また、工場見学は食中毒が問題になってから受け入れを止めていたが、近隣の方への見学受け入れを食品衛生を守りながら、全社的に取り組む考えでいる。」との積極的な姿勢が示された。

1/3ルールという業界の縛りを改め、フードバンク活動への寄付を活発にしては？

齊藤さんは、「高齢者世帯が増えたため、個食の販売を増やしている。容量の多い商品が売れないと廃棄が増え営業利益が減る。わが社では、食品リサイクル率が54%。廃棄は46%。食品リサイクル率



を上げることが課題だ。」と語った。また、食品の悪しき習慣として1/3ルールを説明。「賞味期限が12か月あると、メーカーは小売りに1/3で納品しなさい。つまり、4か月以上の物は納品してはダメ。小売は2/3の期間、8か月以内で販売しなさい。それ以降は撤去あるいは値引きで販売しなさい」というもの。これを1/2にして、廃棄を防ごうという意見が出ている。」と改革には事業者・行政・消費者が三位一体となる必要があることを示唆した。

「加工食品・日曜雑貨業界全体の返品額推計（2011年度）」
（公財）流通研究所の資料より

高垣さんは、「一部の工場ではフードバンク活動に取り組んでいる、障がい者施設へ

製品の一部を寄付し、社会貢献、食品ロスの削減につなげている。」と会社の方針を語った。

下村さんは、「2月のすいた環境教育フェスタで吹田市がフードドライブの取組みをした。社共を通じてドナルド・マクドナルド・ハウスへ寄付した。こういう窓口があると、メーカーも家庭も余ったものは持って行ける。」と積極的に活動を進めて行くことを歓迎。

ただ、齊藤さんは、「ヤマザキ製パンは製造者なので製品の品質は自分たちで把握できるが、我々は小売りだからフードバンクへ寄付して、何か問題が生じると排出者責任が問われる。厚生労働省がガイドラインを作ってくれるまで、提供はむずかしい。」と小売店側の対応にはハードルが高いことを指摘。

最後にコーディネーターの三輪さんが、「現行の法制度に問題がある。責任問題が生じるとなかなか前へ進まない。食品ロス削減のため、3010運動という、宴会の食べ残しをなくす動きを消費者庁が全国的に進めている。市民が正しい知識を持って正しい食べ方をすることが大事で、正しい情報を啓発・啓蒙して行くことが必要と感じた。このフォーラムを出発点に吹田市でも食品ロスを減らす活動を進めて行きましょう。」と締めくくった。

フードバンク活動とごみ処理経費について

私は意見カードに、「排出企業はフードバンクに余剰食品を寄付すると事業系一廃料金や産廃処理料金を節約できる。節約できた分を少しでもフードバンク活動に寄付する仕組みを作ると活動団体は助かる。」と書いたのだが、残念ながら取り上げられなかった。ごみ処理経費との関連性を関係者に知ってもらう必要があると思った。

(水川 晶子記)

奈良県中央卸売市場の段ボール価格 0.4 円／k g →16.2 円／k g に！

奈良県議会で岡史郎公明党議員が奈良県中央卸売市場の魚アラ、段ボールなどの廃棄物処理の問題を取り上げました。当会が取り組んでいる問題について話を聞いてくれ議会質問できるまで理解を深めてくれたからです。その結果、県はこの問題の改善に動かざるを得なくなりました。以下質問要旨と県の回答とその問題点を述べてみます。

(1) 県から派遣している職員

岡議員は県の役割をきちんと認識させるため、先ず県から派遣している職員数を尋ね、17名もの職員が派遣され、しかもその人件費は中央卸売市場に関する特別会計の中から出ているということがわかりました。このことは本庁とは別の給与体系表に基づき支出していることを意味します。「出先」には“給与で補う”という慣習があると本庁と同階級であっても手取りは多くなっている恐れがあります。

(2) 段ボールが随意契約から競争入札へ改善される1

この日の目玉は段ボールの売却価格が約32万円から1,000万円台に急騰したことです。入札日は3月9日と言っていました。当会が岡議員に話を聞いてもらったのが2月中旬で、岡さんはその後、県の担当者に段ボール問題に関心を持っていると伝えたと述べていましたから、県は中央卸売市場を“指導”し随意契約から競争入札制度に改善したとのだと思います。

不勉強の農林部次長

ところが回答した農林水産部次長は中央卸売市場のテナントで構成される清掃組合は情報公開制度を導入していないので落札金額は知らないが、1,000万円未満と思われると言うのです。さらに28年度は32万円であったのは、構内に散在した段ボール類の回収費を差し引いたからであるが、29年度からは回収費は別途計上して買入れ値段のみの入札にしたので見かけは急騰したと思われると不勉強ぶりを晒しました。

入札金額は16.2円／k g

3月9日の入札参加者には落札金額が開示され16.2円／k gであるから、県職員が調べる気になれば容易にわかるはずなのに「知らない」と言うのは不勉強であるし、売却価格も16.2円×昨年度の売却予定数量817t＝1,323.5万円と計算すると1,300万円程度になることが容易に予想されるのに1,000万円未満と回答したのです。

県に提出した資料を見していない

この計算に使った817tという数字は清掃組合が県に提出した「奈良県中央卸売市場清掃組合運営事

業費補助金交付申請書」の中の「平成 28 年度焼却費算出表」の中に書かれています。清掃組合は県の補助金を欲しいので毎年度この書類を県に提出しています。これは公文書になるので当会が情報公開制度を活用すると出てきたのです。段ボールの排出量は年度でそんなに大幅に変わらないから昨年度の予想量で推定しても全く問題がないのに、次長は同じ県職員が作った資料に目を通していません。

でも最も不勉強なのは、中央卸売市場の廃棄物処理の仕組みを知らないことです。通例構内に散在した段ボール類等はテナントが指定保管場所に持参し、その保管場所はビルメンテナンス業者が清掃と整理を担い、そこからの回収は廃棄物処理業者が担うことになっています。奈良県中央卸売市場もそうになっていることが予想されることは上記補助金申請書から伺うことができます。

「28 年度焼却費算出表」には段ボールの処理単価は 1,585 円／t で、年間処理量は 817.26 t、年間処理金額は 129 万 5,357 円と詳細に書かれています。ただ支払業者名は書かれていません。またこの表では処理費と書かれ回収費とは書かれていませんが、表現の違いに過ぎないと思います。

また同表の「有価物売却」欄には段ボールは定額で 32 万 4 千円と書かれていますが、これも売却先は書かれていません。

これより次長の言う“回収費を差し引くと売却額が 32 万円になる”が事実なら回収業者と売り払い業者が同一会社であり、この業者は回収費として年間約 130 万円もらいながら、段ボールを安く買ったとき約 1,000 万円の値打ちがあるものを定額のわずか 32 万円で買い取っていることとなります。段ボール相場は約 13 円／kg ですから 817 t を掛けると約 1,000 万円になります。この差は岡議員が指摘したように県の逸失利益に該当すると思います。なお次長が年間売却量を把握していないのは、清掃組合は決算報告書にはお金のみを記入し、売り払い量は書かない悪習慣を続けているのを見逃しているからです。

構内清掃はビルメンテナンス業者

補助金交付申請書には構内清掃を担う業者等は書かれていませんが、当会が入手した魚アラに関する契約書を見ると、構内清掃は南都ビルサービス株式会社であることがわかります。契約書の第 1 条に「甲（南都ビルサービスのこと）は、奈良県中央卸売市場清掃組合より清掃業務委託を受け、市場ごみ集積場を管理し、常に清潔な環境を保持するよう努め清掃業務を実施する。」と書かれているからです。段ボールに関する契約書ではありませんが、これも段ボール用の「市場ごみ集積場」に保管されていると思われます。

（3）県下の市町村を指導する

三番目に岡議員は、廃棄物処理法でいう有価物とは、1 円以上で売れるからでなく売価－収集業者の手間賃と運賃＞0 円になることが明白であるリサイクル物の場合であることを県職員に“教え”ました。

答弁に立った県の廃棄物対策課長は、1 円以上で売れても有価物にならず廃棄物になる場合があるとはっきり言えず、平成 25 年 3 月付の「行政処分の指針について」という「通知」に書かれている「総合判断説」を読み上げるだけだったからです。

さらに 県下の市町の中には 1 円以上で売れているから廃棄物でないと誤解しているところも結構あることや、奈良県下の魚アラは田尻町の不法積替保管施設へ搬入されていることも“教え”、中央卸売市場の清掃業務の改革に止まらず、県全体がこの通知に則り廃棄物処理行政を改革することが急務であると指摘しました。

（森住 明弘記）

「シオヤ」旅情

加藤 昌彦

岬と聞くと、私は何かしら人の世の非情さと、人生の孤独、それでもそれに向かって生きていかなければならない、人の生きる厳しさを思います。

私は岬の名前のなかでも、「シオヤの岬」は特別の感情にとらわれます。そして、星野哲郎作詞、船村徹作曲の「みだれ髪」を思います。

「髪のみだれに手をやれば、赤い蹴出しが風に舞う 憎や恋しや塩屋の岬」という頭出しで始まるこの歌は、1987（昭和 62）年コロムビアから発売されました。実らぬ恋に身を焦がす女心を、美空ひばりが哀切きわまりない歌声で歌い上げました。日本歌謡史の中でも絶品の歌となりました。

福島県いわき市平薄磯の塩屋埼灯台には、この歌碑が立っています。この灯台は日本の灯台50選に選ばれており、1957（昭和 32）年のヒット映画「喜びも悲しみも幾年月」のロケ地でもありました。ここは、ずっと海岸線を走っている県道が、突出した崖地の塩屋埼を大きく内陸に迂回して走っています。海岸沿いを走ることができないのです。

ところで、同じ塩屋は神戸の垂水区にもあります。神戸市の海岸沿いであって、山陽本線、国道2号線、山陽電鉄の3つが山地と海岸の間の狭い所を走っています。江戸時代には、もっと北に西国街道が通っていて、海岸沿いの道を、迂回していました。塩屋はその当時も今も、山塊が海に没入するような厳しい地形です。人が通れない所だったのです。

ここは明石海峡がすぐ西にあり、舞子の沖合の美しくキラキラする海が見えます。与謝蕪村がその昔、「春の海 ^{ひねもす}終日のたり のたりかな」という有名な句を詠んだ所で、歌碑が海に面して立っています。すぐ東には須磨浦の浜があります。

また北海道の小樽市にも、字は少し異なりますが、^{しおや}塩谷があります。日本海に面し、ここを車で通ると、いくつもトンネルをくぐることになります。それはここも山塊が海に突き出しているので、車が通過するにはその下を通るしかないからです。

国道5号線、JR 函館本線、956 号北後志東部広域農道が間隔もなくトンネルの中を走っています。この塩谷がある所には樺山 167mがあり、その北部の海岸は岩礁地帯で人が行き来できる道がありません。

この三つのシオヤは塩が取れるような砂浜をもっていません。これらのシオヤの共通地形は、大きな山塊が海に没入していて、人が通って行けない断崖のところ です

シオヤは全国共通地名で、北海道から沖縄まで、25 道府県 51 地区の多さを持っています。アイヌ語地名の先輩たちは、シオヤをどう解しているか調べますと、永田方正さんや山田秀三さんという巨人は、「鍋（型）の陸地」と解されています。アイヌ語で「ス」や「ショ」は「鍋」のことを意味し、シオヤは鍋を逆にした形の陸地を意味していると書かれています。小樽の塩谷、福島の塩屋埼、神戸の塩屋の地形と一致しています。

そこまで行って、縄文時代の鍋はどんなものであったのか、私は考え始めました。ようやく、風呂に入って血の巡りがよくなり、神戸の塩屋の東隣に鉢伏山 248mがあったことを思い出しました。鍋は鉢の一種です。ちゃんと和名が一点セットで並べられていたのです。

魚粉飼料高騰の余波（その8）

当会が「魚粉飼料高騰の余波」として取り上げてきた「大阪府田尻町内魚アラ積替・保管施設」は、大阪地裁岸和田支部での民事訴訟が結審し判決が下されました。判決日の傍聴、裁判記録閲覧等から明らかになった事柄と、大阪府・奈良県各市町村に行政文書公開請求を行った内容について報告します。

平成 29 年 2 月 24 日 大阪地裁岸和田支部「建物退去土地明渡等請求事件」判決

原告、田尻漁業協同組合。被告、なんたけ株式会社、他 2 名。

判決主文主旨。被告は原告に対し、建物及びコンテナを収去させて土地を明け渡せ。建物（平成 27 年 4 月 1 日から土地明渡し済みまで、年 164 万 8830 円）、コンテナ（24 万 450 円及び平成 27 年 4 月 1 日から土地明渡し済みまで、年 14 万 7420 円）の金員を支払え。この判決は、建物及びコンテナに限り、使用に伴う費用については仮に執行できる。

※建物は「なんたけ株式会社」の水産倉庫であり、コンテナとは全大阪魚蛋白事業協同組合が使用している冷凍冷蔵庫をさしています。

- ・平成 29 年 3 月 9 日 被告が控訴手続きを行う。



・判決では田尻漁業協同組合の主張が全面的に認められています。これによって「なんたけ株式会社」は建物及びコンテナを収去（取り壊して、更地にして出ていくこと）する必要があります。大阪府が定めた占用許可条件違反（転貸の禁止）にもあたることから、原状復帰の期日は大阪府の責任において決定すべきものと考えます。

平成 29 年 3 月 24 日 水産倉庫、冷凍冷蔵庫の写真

- ・裁判記録の閲覧で新たに分かったことは、田尻漁業協同組合が泉佐野簡易裁判所に訴えた（平成 26 年 1 月 20 日）コンテナ協力金の支払いを請求したことでした。コンテナの設置が約 6 カ月前ですので、協力金の支払いが訴訟にまで持ち込まれていたことには驚かされました。

この段階で、田尻漁業協同組合はなんたけ株式会社が魚アラ保管用の冷凍冷蔵庫を転貸している事実を認識していたと思います。簡易裁判所での和解は成立せず、支払いを拒否したことによって大阪地裁岸和田支部への提訴となりました。

また、平成 27 年 2 月 3 日付大阪府環境農林水産課長名で、同裁判原告代理人の和歌山弁護士会会長宛てに田尻漁港土地の利用に関して占用許可等の質問 5 項目について回答書を示しました。水産課担当者は昨年 7 月のニュース報道で「ある団体からの指摘によって初めて使用状況の認識を持った」と答えています。しかし、すでに裁判が行われており、弁護士法に基づく照会もあった事実から、当該施設についての使用上の疑義について知らなかったは、許可権者としての正しい使命感の欠落と職務上の怠慢があったのではないかと思います。

平成 28 年 12 月 22 日 水第 2474 号 大阪府環境農林水産部水産課長 田尻漁業協同組合長宛

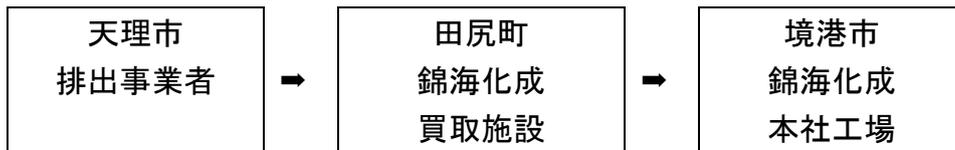
「施設の不法占拠に対する改善について（勧告）」—「（略）早急に、同施設について、建築物等の撤去を行うなどの原状回復をするか、使用状況について改善を行うよう、貴組合に対し強く改善を勧告します。なお、至急今後の取組を書面にて回答してください。」

平成 28 年 1 月 25 日、平成 28 年 4 月 12 日の通知文書では「占用対象施設の使用状況の改善勧告について」となっていましたが、本通知では明確に「施設の不法占拠」と言っています。開示の際に、土地の入口を施錠するなどの措置を求めましたが、「裁判中なのでそのゆくえを見定める。判決が下されても控訴されると確定判決とは言えない。」との水産課担当者の回答でした。開示終了時には、不法占拠状態のまま違法な使用を容認することは許されないと強く求めました。

奈良県下市町村の収集運搬許可について、平成 28 年 12 月に行政文書公開請求を行いました

全大阪魚蛋白事業協同組合組合員の(株)林興業は、平成 25 年 7 月以降、奈良県内のスーパー等から排出される魚アラは大阪府田尻町施設に搬入していました。しかし、収集運搬の許可を与えていた市町村（奈良市、天理市、桜井市、広陵町、上牧町）の許可要件は鳥取県境港市にある(株)錦海化成工場への直送となっていたのです。各市町村担当者には、当会調査資料を提供し適切な対応を求めてきました。しかし、各市町村とも必要な調査を実施せず適切な措置を行っていません。

- ・天理市は配送フロー図の添付を義務付けていました。



フロー図には「田尻町 錦海化成 買取施設」と書かれており、直送が許可の要件になっていません。市町村によって異なる収集運搬の方法で許可申請を行い許可証の交付を受けていたのです。さらに、奈良県下で収集した魚アラが鳥取県境港市への直送が実際に実施されているか否かは、許可を与えている全ての市町村が確認していません。

- ・奈良市は直送を許可要件としています。当会が田尻町への搬入を指摘した結果、許可の変更届を提出させました。しかし、変更届と変更許可は、変更前・変更後の内容や奈良市の指摘事項など全て黒塗りとして開示されました。余りにも不誠実な開示内容に憤りを覚えました。



不法占拠施設入口（H29. 3. 24）

「当敷地内 関係者以外 立ち入り禁止」の看板があります。

看板の設置者の名前がありません。

大阪府田尻町における魚アラの違法な積替・保管は、違法な手段で利益を得ようとする悪徳業者が使用を継続しています。府有土地の不法占拠所状態は 1 年間を経過し裁判所での判決もされています。当会としては、出来る限りの様々な手段・方法で大阪府を始めとする行政担当者に訴えてきました。今後とも、現状の不法占拠状態が一日も早く改善されるよう取り組んでいきたいと思っています。

（杉本 照夫記